

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 3 月 10 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等 に係る事務処理について ◆

平成 21 年 3 月 9 日付で、厚生年金基金の加入員原簿の記録の整備等に係る事務処理に関する通知が発出されました。

厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等については「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」（平成 19 年 10 月 9 日付年発第 1009001 号）により通知されていますが、同通知の第 2 の 2 による被保険者原簿と加入員原簿との突き合せ（※）に係る事務処理要領が今般定められ通知されたものです。

（※）

- ① 社会保険庁の保有する厚生年金保険被保険者原簿の記録（受給者に係るものを含む。「被保険者記録」）
 - ② 厚生年金基金の加入員原簿等の記録（受給者に係るものを含む。「加入員記録」）
 - ③ 企業年金連合会の中途脱退者及び解散基金加入員（「中途脱退者等」）の記録
- ①～③の突き合せに係る標準的な事務処理方法

発出された通知

- ・ 厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について
（平成 21 年 3 月 9 日年発第 0309001 号）

今般発出された内容のうち、基金における事務処理について別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。



【通知の概要】

基金及び連合会においては、本事務処理を円滑かつ迅速に進めるため、被保険者記録が提供され次第、滞留させることなく、受給者から優先して突き合せを実施すること。

<第1：基金における事務処理>

1. 連合会を経由した被保険者記録の提供受付等

- (1) 社会保険庁からの被保険者記録の提供前に、抽出基準月についての情報を連合会を経由し受けた際には、その抽出基準月時点の加入員記録を保存すること。
- (2) 連合会を経由し社会保険庁より被保険者記録の提供を受け、上記の保存した加入員記録と突き合せを行うこと。

2. 被保険者記録（国の記録）と加入員記録（基金の記録）との突き合せ

(1) 突き合せ項目

基礎年金番号、生年月日、氏名、性別、異動年月日、種別、異動原因、標準報酬月額、標準賞与額

- (2) 被保険者記録と加入員記録が一致しない場合（設立事業所の事業主がいる場合）
必要に応じて、事業主に照会した上で対応すること。

⇒【被保険者記録が適正と考えられる場合

（（例）基金への届出：適正、基金事務処理：誤り）】

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせる。

⇒【加入員記録が適正又はどちらが適正か不明の場合

（（例）基金又は社会保険庁の事務処理の誤りか不明、国と基金への届出内容が異なる等）】

設立事業所を管轄する社会保険事務局に対し調査依頼を行うこと。

（注）当該取扱いの詳細については、4枚目をご参照下さい。

- (3) 被保険者記録と加入員記録が一致しない場合（設立事業所の事業主がいない場合）
（2）と同様の取扱いであるが、事業主がいないため、本人へ照会した上で対応することとなる。

なお、加入員記録の記録訂正において事業主からの届出は不要。

3. 被保険者記録の他の基金への提供

社会保険庁から提供を受けた被保険者記録の中に、他の基金へ権利義務の移転を行っている記録が含まれることを確認した場合、移換先基金に対して被保険者記録を提供すること。提供を受けた基金は突き合せを行うこと。

4. 中途脱退者に係る記録調査依頼

社会保険庁から提供を受けた被保険者記録の中に、連合会へ老齢年金給付の支給に関する義務を移転している記録が含まれることを確認した場合、連合会に対して被保険者記録に係る調査依頼を行うこと。

5. 事業主および加入員等への加入員記録の処理結果の通知

加入員記録の訂正等の処理を行った場合は、事業主及び加入員等に処理結果を通知すること。



6. 地方厚生局への突き合せ結果の報告

被保険者記録と加入員記録の突き合せ人数や加入員記録訂正人数等を集計し、基金を管轄する地方厚生局に報告すること。

当該報告は、平成22年3月以降毎年度末時点の集計結果について、毎年6月中に行うこと。

7. 連合会が実施する被保険者記録と中途脱退者等の記録との突き合せへの対応

連合会実施の被保険者記録と中途脱退者等記録の突き合せにおいて、基金が給付義務を負っていると考えられる期間の記録について連合会からの調査依頼があった場合には必要な調査を行い、連合会に回答すること。

基金において中途脱退者の記録に誤りがあることを確認した時は、記録の訂正、現価相当額の追加交付等、所要の処理を行うこと。（※連合会で別途通知）

<第2：連合会における事務処理>

略

<第3：社会保険庁における取扱い>

略

<第4：地方厚生局における取扱い>

略

<第5：基金及び連合会における加入員記録訂正等の訂正後の取扱い>

給付の取扱い

- (1) 加入員記録訂正後の記録に基づき、裁定又は額の改定を行うこと。
- (2) 受給者の給付の増額又は減額に関する時効の適用については、民法第169条の規定により支払期月から起算して5年間であること。
- (3) 受給者の給付の増額については、時効を援用せず、5年以上に遡り給付を行うことは可能であること。
- (4) 受給者の給付の減額については、減額せず、基金のプラスアルファ部分としての給付を行うことは可能であること。
- (5) 社会保険庁の記録がある期間については、代行部分に係る給付義務があること。ただし、基金において掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間においても法第75条を適用することとされた期間にあっては、規約に定めることにより、当該期間について給付を行わないことは可能であること。

掛金の取扱い

- (1) 加入員記録訂正後の記録に基づき、掛金の徴収又は還付を行うこと。
- (2) 掛金の徴収又は還付の時効の適用については、民法第170条第1項の規定に基づき、納期限の翌日から起算して2年間であること。ただし、基金は、事業主に対して所要の届出を求める際において、2年以上前の加入員期間に係る掛金であっても、当該事業主の任意により収納することは可能であるので、掛金の納付を勧奨し、掛金の収納に努めること。

以上



加入員記録が適正又はどちらが適正か不明の場合の取扱い
(設立事業所の事業主がいる場合)

設立事業所を管轄する社会保険事務局に対し調査依頼

【加入員記録が適正との回答ありの場合】

社会保険庁からの被保険者記録の訂正結果を加入員原簿等と一緒に保存する。

【被保険者記録が適正との回答あり、かつ、加入員記録>被保険者記録の場合】

➤ 事業主へ照会した上で、被保険者記録が適正と考えられる場合

事業主へ、基金への記録訂正に関する届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正する。

(届出がない場合でも、基金において加入員記録を訂正することは可能)

➤ 事業主へ照会した上で、加入員記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明の場合

・ 設立事業所を管轄する社会保険事務局に対し、その旨を通知する。

・ 社会保険庁において、本人に記録を確認し、社会保険事務所段階での記録訂正や年金記録確認第三者委員会への送付が行われる。

⇒社会保険事務所段階での記録訂正

社会保険庁からの被保険者記録の訂正結果を加入員原簿等と一緒に保存する。

⇒年金記録確認第三者委員会における結果があっせん

社会保険庁からの被保険者記録の訂正結果が、加入員記録と一致していれば加入員原簿と一緒に保存する。

⇒年金記録確認第三者委員会における結果が非あっせん

再度、事業主に基金への記録訂正の届出を勧奨し、加入員記録を訂正する。

【被保険者記録が適正との回答あり、かつ、加入員記録<被保険者記録の場合】

➤ 事業主へ照会した上で、被保険者記録が適正と考えられる場合

事業主へ、基金への記録訂正に関する届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正する。

(届出がない場合でも、基金において加入員記録を訂正することは可能)

➤ 事業主へ照会した上で、加入員記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明の場合

● 本人・その他関係者に対し証拠書類の調査を行った結果、加入員記録が適正との証拠書類を入手した場合

・ 証拠書類を添付の上、設立事業所を管轄する社会保険事務局に対し、加入員記録が適正であると考えられる旨を通知する。

・ その後、社会保険庁からの被保険者記録の訂正結果を加入員原簿等と一緒に保存する。

● 本人・その他関係者に対し証拠書類の調査を行った結果、被保険者記録が適正との証拠書類を入手した場合

事業主へ、基金への記録訂正に関する届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正する。

(届出がない場合でも、基金において加入員記録を訂正することは可能)

